

平成 2 7 年度

事業計画書

平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

公益財団法人 原子力環境整備促進・資金管理センター



## はじめに

当センターは、設立以来、原子力発電及び核燃料サイクル事業に伴って発生する低レベル放射性廃棄物から高レベル放射性廃棄物までの全ての廃棄物を安全かつ合理的に処理処分するために、我が国唯一の放射性廃棄物に特化した中立的調査研究機関として、調査研究やそれらの成果普及を行っている。

また、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」及び「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」に基づく国の指定を受け、最終処分積立金及び再処理等積立金の資金管理業務を行っている。

以上のように当センターは、調査研究と資金管理を二本の柱として、原子力利用の環境を整備することにより、我が国のエネルギー確保に寄与してきた。

原子力をめぐる様々な議論が行われているが、このような中で、平成27年度においても、当センターの使命の重要性を再認識し、引き続き、公益目的に沿う活動を積極的に展開していく。

# 目 次

## I. 放射性廃棄物の処理、処分等に関する調査研究及び成果等普及事業

### (公益目的事業 I)

調査研究等事業に関する事業計画書……………1

## II. 高レベル放射性廃棄物等の最終処分及び再処理等事業の確実な実施に

### 係る支援業務 (公益目的事業 II)

最終処分資金管理業務に関する事業計画書……………8

再処理等資金管理業務に関する事業計画書……………12

平成 27 年度  
調査研究等事業に関する事業計画書

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

公益財団法人 原子力環境整備促進・資金管理センター

当センターは、原子力発電及び核燃料サイクル事業に伴って発生する放射性廃棄物の安全かつ合理的な処理処分のために、各種技術の研究開発、確証試験、情報の収集・分析など（以下「調査研究」という。）を実施するとともに、これらの成果の普及を行ってきた。原子力エネルギーの利用をめぐる議論や放射性廃棄物の最終処分を進めるための議論が行われているなかで、放射性廃棄物処理処分の調査研究の重要性に鑑み、平成27年度においても、その着実な実施を図る。

これまでの実績を踏まえ、放射性廃棄物の地層処分、管理処分及びそれらに共通の課題について調査研究を進める。特に、地層処分技術の信頼性向上を目指した調査研究、余裕深度処分技術の確証を目指した調査研究、海外の放射性廃棄物処理処分に関する最新情報の整備に積極的に取り組む。併せて、当センターの調査研究能力を活用して、福島第一原子力発電所事故で発生した放射性廃棄物の処理処分に向けた調査研究を行うほか、放射性廃棄物処理処分に係る技術力の強化に貢献する成果等普及事業として研究成果・情報の発信・提供、講演会・セミナー開催等を行う。

調査研究等の実施に当たっては、学識経験者等専門家からなる委員会に諮って意見を求めるほか、国内外の処分実施機関、研究機関等と密接に連携を図る。

本年度に実施する調査研究等は以下のとおりであるが、積極的に応札活動を展開することを前提に入札に係る案件も織り込んでいる。

## 1. 放射性廃棄物の地層処分に関する調査研究

### (1) 処分システム工学技術に関する調査研究

高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る技術的な実現可能性、人工バリア材料の品質評価技術の信頼性向上に資する以下の調査研究を行う。

- ① 処分環境を考慮した溶接部を含むオーバーパックの劣化挙動、健全性評価等
- ② 処分環境を考慮した緩衝材の製作・施工方法、品質確保、健全性評価等
- ③ 地中無線伝送等による地層処分場操業中のモニタリング技術
- ④ 自然災害に対する地層処分場操業期間中の安全対策

### (2) TRU廃棄物処理・処分技術に関する調査研究

TRU廃棄物の地層処分に係る長半減期放射性核種（ヨウ素129と炭素14）対策、人工バリア性能評価の信頼性向上に資する以下の調査研究を行う。

- ① ヨウ素129の浸出抑制のための固化体の改良及びその評価モデルの信頼性向上
- ② 放射化金属廃棄物からの炭素14の長期放出挙動及びそのモデル化
- ③ セメントーベントナイト相互作用に関するナチュラルアナログ（天然の類似現象）
- ④ 人工バリア材料の長期性能評価手法及びセメント系材料の初期条件の設定
- ⑤ 廃棄物等から発生するガスの移行挙動

### **(3) 搬送定置・回収技術に関する調査研究**

実証試験サイトにおいて廃棄体の搬送、定置、回収に関する技術開発を行うとともに、回収可能性の維持等に関する調査研究を行う。

### **(4) 直接処分技術に関する調査研究**

使用済燃料の直接処分に関する工学技術、人工バリア材料等に関する調査研究を行う。

### **(5) その他の調査研究**

核燃料サイクルにおける燃料の高燃焼度化、分離変換技術の導入など新たな条件や先進的技術導入を見込んだ地層処分概念の成立性への影響の検討等を行う。

## **2. 放射性廃棄物の管理処分に関する調査研究**

### **(1) 余裕深度処分技術に関する調査研究**

放射性核種濃度の比較的高い低レベル放射性廃棄物等の安全かつ合理的な処分の実施に資するため、コンクリートピット、低拡散材、ベントナイト緩衝材等から構成される実規模大の地下空洞型模擬処分施設等を用いて、人工バリアの長期健全性等に関する調査研究を行う。

### **(2) 廃止措置の技術、制度に関する調査**

廃止措置政策の検討に資するため、廃止措置に関する費用確保などの制度的側面の実績・検討状況等の比較・整理を行う。



### 3. 放射性廃棄物全般に共通する調査研究

#### (1) 放射性廃棄物処理処分に関する海外情報の調査

海外の関係機関との情報交換、協力等を通じて、国際機関、欧米諸国等の放射性廃棄物処理処分に関する以下の情報を収集整備し、国の政策立案に資するとともに、国民各層に提供する。

- ①政策、法制度、処分場の立地、処分事業実施状況、研究開発
- ②安全規制、安全基準、許認可申請、安全審査
- ③性能評価・安全評価、セーフティケース 等

#### (2) 放射性廃棄物処理処分の基礎的技術等に関する調査研究

放射性廃棄物に関する研究開発動向に基づき抽出した基盤的・基礎的技術課題について、大学等研究機関を活用した研究を行い、研究の実施に係る進捗管理や成果のとりまとめを行う。また、「地層処分基盤研究開発に関する全体計画（平成25年度～平成29年度）」に示される研究開発状況の中間評価、研究開発状況のチェック・アンド・レビューを行う。

#### (3) 福島第一原子力発電所事故により発生した放射性廃棄物の処理処分に関する調査研究

福島第一原子力発電所事故で発生した放射性廃棄物の処理処分に適用可能性のある技術について、中長期的な技術開発計画の策定に向けた調査・検討を実施する。

#### (4) その他の調査研究

放射性廃棄物処分の安全規制に関する内外の動向調査として、規制関連

の安全基準・指針、報告書、許認可申請書等の調査を行い、諸外国における安全規制等に係る最新情報、放射性廃棄物の処分における制度的管理等の検討状況の整理を行う。

その他、国内外の放射性廃棄物に係る基本情報の体系的な整理等を行う。

#### **4. 成果等の普及**

当センターの研究成果・情報の発信、提供等により我が国の放射性廃棄物の処理処分に係る技術力の強化に貢献する。

##### **(1) 研究成果・情報の発信・提供**

学会・国際会議での発表や学術誌への論文投稿、「原環センター技術年報」、「原環センタートピックス」、「原環センター技術報告書」の刊行等により研究成果を発信する。また、ホームページ、情報冊子により海外の放射性廃棄物処理処分にに関する最新情報等を提供する。

##### **(2) 講演会・研究発表会の開催**

講演会や研究発表会を開催し、放射性廃棄物処理処分に関連する情報や原環センターの研究成果を提供する。

##### **(3) セミナーの開催**

セミナーを開催し、技術者・研究者に放射性廃棄物処理処分の安全評価の基礎的知識を教授する。

##### **(4) 関係機関等との交流**

関係する国内外機関、企業との交流を通じて、放射性廃棄物処理処分に

関する情報・知識の普及と共有を図る。

**(5) 創立40周年記念刊行図書編集**

創立40周年記念事業としての刊行を目指し、放射性廃棄物マネジメントの安全概念の体系的理解に資する図書の編集を進める。

平成 2 7 年度  
最終処分資金管理業務に関する事業計画書

平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

公益財団法人 原子力環境整備促進・資金管理センター

平成12年11月に「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」（以下「最終処分法」という。）第58条第2項の規定による指定法人に指定され、最終処分法第75条第1項に規定する最終処分資金管理業務を開始して以来、本年度で16年目を迎えることとなった。

#### 【第一種最終処分積立金<sup>※注1</sup>】

平成26年度においては、原子力発電環境整備機構（以下「原環機構」という。）から平成26年3月に平成25年度の積立金（約388億円）を受け入れるとともに、償還金（約603億円）と合わせて最終処分資金管理業務規程に基づき管理・運用を行い、ほぼ計画通り達成できる見通しとなった。これにより、平成26年度末運用残高は、約9,808億円<sup>※注2</sup>と見込まれる。

平成27年度においては、平成27年度積立金及び償還金（約722億円）を安全かつ確実に運用すべく、的確な業務管理に努めるとともに、原環機構による積立金の取戻し（約52億円）を円滑に行うこととする。これにより、平成27年度末運用残高は約9,870億円<sup>※注2</sup>と見込まれる。

また、原環機構の平成26年度の積立金の取戻し（約27億円）に関して支出確認の業務を適切に行うこととする。

#### 【第二種最終処分積立金<sup>※注1</sup>】

平成26年度においては、原環機構から平成26年3月に平成25年度の積立金（約51億円）を受け入れるとともに、償還金（約54億円）と合わせて最終処分資金管理業務規程に基づき管理・運用を行い、ほぼ計画通り達成できる見通しとなった。これにより、平成26年度末運用残高は、平成27年3月受入予定の平成26年度積立金（約52億円）を含め約351億円<sup>※注2</sup>と見込まれる。

平成27年度においては、平成26年度積立金、平成27年度積立金（約52億円）及び償還金（約38億円）を安全かつ確実に運用すべく、的確な業務管理に努めるとともに、原環機構による積立金の取戻し（約14億円）を円

滑に行うこととする。これにより、平成27年度末運用残高は約390億円<sup>※注2</sup>と見込まれる。

また、原環機構の平成26年度の積立金の取戻し（約7億円）に関して支出確認の業務を適切に行うこととする。

これらの業務の遂行については、資金管理業務に関する情報公開規程に基づいて、最終処分積立金の管理に関して適切な情報開示に努めるとともに、資金管理業務に関する倫理規程に基づき最終処分資金管理業務に携わる役職員の倫理の保持にも注意を払うほか、内部の業務管理体制についても相互に牽制を保持していくなど厳正管理に努める。

※注1 第一種最終処分積立金は、最終処分法第11条第1項の拠出金に係る最終処分積立金を指す。また、第二種最終処分積立金は、最終処分法第11条の2第1項の拠出金に係る最終処分積立金を指す。

※注2 運用残高は未収利息を含む。

## 1. 最終処分積立金の的確な管理・運用

最終処分資金管理業務規程及び同規程に基づき設置されている最終処分積立金運用委員会の意見を踏まえ、第一種最終処分積立金及び第二種最終処分積立金を安全かつ確実に運用すべく、的確な業務管理に努める。

第一種最終処分積立金については、平成26年度と同様に長期的な運用の基本方針である「長期的に安全確実性を重視した運用、割引率を目標とした運用収益の確保及び市場への影響に配慮」に沿って、的確な運用に努めるとともに、保有する地方債及び事業債等について発行体の財務分析を行うなど、債券の信用リスクに対応した管理・運用に努めることとする。

第二種最終処分積立金については、第一種最終処分積立金と同様の運用基本方針を踏まえつつも、中長期的なキャッシュ・フローを考慮し、将来の積立金取戻しに備えた手元流動性の確保及び運用収益の確保の双方に配慮した債券運用を行うこととする。

## 2. 最終処分積立金の支出確認及び取戻しへの対応

平成26年度の原環機構の最終処分積立金の取戻しは、第一種最終処分積立金が約27億円、第二種最終処分積立金が約7億円となっており、それぞれ取り戻された額に相当する金額が、最終処分業務の実施に必要な費用に適切に支出されたか否かの確認を厳正に行う。

また、平成27年度の原環機構の必要支出額に係る第一種最終処分積立金の取戻し（約52億円）及び第二種最終処分積立金の取戻し（約14億円）に関し、適切に対応する。

平成 2 7 年度  
再処理等資金管理業務に関する事業計画書

平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

公益財団法人 原子力環境整備促進・資金管理センター



平成17年10月に「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」第10条第1項の規定による資金管理法  
人の指定を受け、同条第2項に規定する再処理等資金管理業務を開始して以来、  
本年度で11年目を迎えることとなった。

平成26年度においては、特定実用発電用原子炉設置者（以下「原子炉設置  
者」という。）からの使用済燃料再処理等積立金（以下「再処理等積立金」と  
いう。）の受け入れが、約1,730億円となる見込みである。受け入れた再  
処理等積立金は、再処理等資金管理業務規程に基づき管理・運用を行い、平成  
26年度末運用残高は約2兆3,805億円と見込まれる。

平成27年度においては、原子炉設置者から積み立てられた平成26年度再  
処理等積立金及び本年度に積み立てられる平成27年度再処理等積立金（約  
1,131億円）を加え、安全かつ確実に運用すべく、的確な業務管理に努め  
ることとする。また、原子炉設置者への再処理等積立金の取戻し（約  
2,996億円）を円滑に行うこととする。これにより平成27年度末運用残  
高は約2兆1,939億円と見込まれる。

また、原子炉設置者の平成26年度の再処理等積立金の取戻し（約  
2,686億円）に関して支出確認の業務を適切に行うこととする。

これらの業務の遂行については、資金管理業務に関する情報公開規程に基づ  
いて、再処理等積立金の管理に関して適切な情報開示に努めるとともに、資金  
管理業務に関する倫理規程に基づき再処理等資金管理業務に携わる役職員の倫  
理の保持にも注意を払うほか、内部の業務管理体制についても相互に牽制を保  
持していくなど厳正管理に努める。

## 1. 再処理等積立金の的確な管理・運用

再処理等資金管理業務規程及び同規程に基づき設置されている再処理等積立金運用委員会の意見を踏まえ、原子炉設置者からの再処理等積立金を安全確実に運用すべく、的確な業務管理に努める。

本年度においては、全国の原子力発電所における運転再開が不透明な状況が継続する見通しであることから、取戻しに的確に対応するため、手元流動性の確保を優先する。

その上で、再処理等積立金の運用基本原則である「①元本確保を前提とした安全確実な運用、②運用利回りの確保、③市場への影響が生じないよう配慮した運用、④各社ごとに平等な取扱い、⑤運用・管理コスト面に配慮した運用」の5点に沿って、国債を中心とする運用資産につき、安全かつ確実な管理・運用を行うこととする。

## 2. 再処理等積立金の支出確認及び取戻しへの対応

平成26年度の再処理等積立金の取戻しに関して、取り戻された再処理等積立金の額に相当する金額（約2,686億円）が確実に再処理等に要する費用に支出されたか否かの確認を厳正に行う。

また、原子炉設置者からの請求書に基づき行う平成27年度の再処理等積立金の取戻し（約2,996億円）に関し、適切に対応する。

## 3. 利息の払渡し

再処理等積立金の運用から得た利息については、再処理等資金管理業務規程第12条及び再処理等資金管理業務実施細目第6条に基づき、適切に原子炉設置者に払い渡す。